

R2 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	H31 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)
1	子育て推進課	家庭児童相談事業	家庭における子育ての悩みや心配事、また子供たちの安全・安心、健やかな育ちのための環境づくりについて家族又はその他からの相談に応じています。子育て推進課内に家庭児童相談員4名配置しています。	6,813	7,695
2	子育て推進課	助産支援	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所・助産します。	355	355
3	子育て推進課	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が経済的な理由や夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等にて養育・保護します。原則7日以内。2歳以上の場合には非課税世帯1日1,000円、課税世帯1日2,750円の自己負担があります。	823	1,460
	子育て推進課	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等の事由によって恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を児童福祉施設等において生活指導、食事の提供を行います。6ヶ月を限度。非課税世帯1日300円、課税世帯1日750円の自己負担があります。	上記額 に含む	上記額 に含む
4	子育て推進課	ファミリーサポートセンター事業	NPO南紀こどもステーションに委託して「きつずばーく」を開設。子育ての援助を受けたい人と援助をしたい人からなる会員組織で、相互援助活動を支援します。利用料は、1時間700円(8:00～20:00)などです。時間帯により異なります。	8,676	9,917
5	子育て推進課	第三子以上に係る育児支援助成事業	小学校以下の子ども3人以上を養育している世帯のうち、就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。	300	300
6	子育て推進課	ひとり親家庭育児支援助成事業	ひとり親世帯の就学前児童が利用したファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業に要した費用の一部を助成します。上限15,000円(年間)。	300	300
7	子育て推進課	母子生活支援事業	DVその他の理由により、保護が必要な母子を母子生活支援施設に措置し、生活支援等による自立促進を図ります。	32,375	29,716
8	子育て推進課	母子家庭等自立支援事業	高等職業訓練促進給付金事業 母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関での受講を行うに際して、生活の不安を解消するために、就業する期間について給付金を支給します。	7,600	11,590
			自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、対象教育訓練講座を受講した場合、修了時に給付金を支給します。 受講する前に事前の申込みが必要です。		
9	子育て推進課	保育料軽減措置	多子世帯に係る特例措置、または特例措置に該当しない場合でも、兄弟姉妹入所の保育料の軽減があります。詳しくは保育料月額をご覧ください。	-	-
10	子育て推進課	第二子以降に係る保育料及び給食費の助成	保育所等に入所する3人目以降の児童を対象に、保育料及び副食費を助成します。また、第二子については、低所得者を対象に保育料及び副食費を助成します。令和2年度より認可外保育所についても同じ要件により保育料(副食費を除く)を助成します	-	-
11	子育て推進課	学童保育所運営事業	保護者等が就労などによって昼間家にいない主に低学年小学校児童の放課後の生活を守るために開所しています。H29年度から、閉所時間をPM6:00からPM6:30に30分延長。	110,803	116,746
12	子育て推進課	学童保育所減免措置	月額8,000円を2人目を半額、非課税世帯は、2,500円、住民税均等割のみの世帯は4,000円になります。	-	-
13	子育て推進課	地域子育て支援センター“愛あい”	育児支援や子育てサークルの活動を支援しています。	8,019	3,716
14	子育て推進課	つどいの広場事業	就学前児までを対象に月6回10:00～15:00まで新庄総合公園管理棟で開催しています。おもちゃで遊んだり、公園で遊び楽しめます。午前と午後には手遊びや読み聞かせなども行っています。子どもを遊ばせるだけでなく育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。お弁当持参OK みんな一緒に公園で食べます。	13に含む	13に含む
	子育て推進課	0・1歳つどいのおへや	2歳になるまでを対象に月1～2回10:00～14:30まで中部公民館か東部公民館で開催しています。親子でゆっくり遊びを楽しむ場。午前と午後には読み聞かせとわらべうた等を行っています。育児相談や保護者同士の情報交換の場としても活用されています。		
15	子育て推進課	遺児奨学金	遺児となった子供に対し、遺児奨学金を支給しています。小学校に在学する遺児は、月4,000円、中学校に在学する遺児は、月6,000円、高等学校に在学する遺児は、月8,000円です。所得制限があります。	432	312

R2 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	H31 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)
16	子育て推進課	病児・病後児保育事業	生後6か月から小学校6年生までの児童が、体調を崩し、保護者が看病できないときに、その児童を院内に設置された専用スペースにおいて一時的に預かります。1日1,000円	25,876	26,299
17	子育て推進課	養育支援訪問事業	産褥期(出産後概ね1年未満)における母と乳児に対して、ヘルパーを派遣し家事等の援助を行います。 非課税世帯は自己負担なし、課税世帯は一部自己負担があります。	1,040	930
18	市民課	児童手当	中学校修了までの児童の養育者を対象として児童手当(特例給付)を支給します。(ただし、公務員は所属庁から支給されるため対象外)。 H24年6月から所得制限を適用し、所得制限により限度額を超えた場合は特例給付として支給しています。 児童手当支給額は、児童一人当たり月額が3歳未満15,000円、3歳から小学校修了までが10,000円(第三子以降は15,000円)、中学生は10,000円です。 特例給付支給額は、児童一人当たり月額が一律5,000円です。	1,043,000	1,007,600
19	市民課	児童扶養手当	離別や死別等によりひとり親家庭となった児童又は父母のいずれかが障害状態にある児童の養育者を対象として支給します。 所得制限があり、限度額を超えた場合は対象外です。 対象となる場合で所得額に応じて児童一人の場合で、全額43,160円、一部支給43,150円～10,180円を支給します。児童が二人以上の場合は加算があります。	597,900	500,000
20	保険課	出産育児一時金	健康保険42万円(国保)の支給です。	46,200	44,100
21	保険課	子ども医療費	就学前児童(乳幼児)及び小学生・中学生の通院・入院に係る保険診療の自己負担分を助成します。	210,000	208,000
22	保険課	ひとり親家庭等医療費	18歳以下(3月31日まで)の子供を扶養するひとり親家庭等(所得制限あり)を対象に、保険診療の自己負担分を助成します。	83,500	82,700
23	健康増進課	未熟児養育医療費給付事業	養育のため病院等に入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	2,201	2,001
24	健康増進課	乳幼児健診	4か月、7か月、1歳6か月、3歳6か月の時期に健診を実施します。 11か月と2歳の時期に相談を実施します。	11,818	11,846
25	健康増進課	5歳児発達相談事業	発達障害の早期発見のため、5歳児を対象にアンケートを実施し、必要に応じて5歳児発達相談、関係機関への紹介、連携、評価・研究のための検討会議を実施します。また、アンケートや相談の従事者、障害児を担当する施設職員を対象に、医師や臨床心理士等が講習を実施します。	1,785	1,785
26	健康増進課	子育て相談事業	子育て全般にわたる相談を行います。	-	-
27	健康増進課	妊婦健康診査費助成事業	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な費用を助成します。	46,900	43,900
28	健康増進課	特定不妊治療費助成事業	治療に要した費用から県助成を除いた額について、以下のとおり助成します。 ・初回、治療区分C・F、男性不妊治療は5万円/回まで助成 ・上記以外の2回目以降の治療は、県助成額を控除した額が5万円/回を超える場合は自己負担が3割となるよう、10万円/回まで助成 助成を受けられる回数は、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢によって異なります。 治療期間初日の妻の年齢が40歳未満の場合:43歳になるまでに6回まで 治療期間初日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合:43歳になるまでに3回まで	3,500	3,800
29	健康増進課	一般不妊治療費助成事業	一般不妊治療を受けた方を対象に、その治療費を5万円を限度に助成します。	2,750	2,650
30	健康増進課	妊婦訪問	疾病の予防や早期発見、妊婦の健康の保持増進を目的に、妊婦訪問を実施します。	-	-
31	健康増進課	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの赤ちゃんとも母親に対して、助産師や保健師が訪問し、身体計測や健康状態の確認、育児や産後の生活などの相談を行います。子育てに関する情報等を紹介しします。	2,220	2,220

R2 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	H31 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)
32	健康増進課 子育て推進課	にこにこる〜む	生活や発達の面で支援が必要な親子や、友達と遊ぶ機会が少ない未就園児を対象に遊びの機会を提供し、友達とのふれあいを通じて健やかな発達を促進する親子教室です。	—	—
33	健康増進課	未熟児訪問指導	未熟児の赤ちゃんと母親に対して助産師や保健師が訪問し、未熟児の症状や家庭環境に応じて適切な指導を行います。	200	200
34	健康増進課	マタニティスクール	妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と、妊婦同士の交流の場として実施します。	145	145
35	健康増進課	ババママ教室	妊婦とその配偶者を対象に妊娠・出産についての正しい知識の普及と、協力して子育てすることを学ぶ機会として実施します。	40	40
36	健康増進課	すくすく教室 (育児相談)	育児相談や離乳食の進め方のほか、育児についての相談を実施します。	229	229
37	健康増進課	発達相談、巡回支援事業	乳幼児健診で、発達上経過観察を必要とする場合や育児に不安がある場合に、臨床心理士による発達に関する相談、対象者が集まる施設への巡回相談を実施します。	3,262	3,262
38	健康増進課	予防接種事業	<p>< 定期 > ヒブ・小児の肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・BCG・麻しん風しん混合・水痘・日本脳炎・二種混合・子宮頸がんの予防接種を実施します。</p> <p>< 任意 > おたふくかぜワクチン一人1回自己負担金2,000円で接種できる助成事業を実施します。 (対象:1歳から7歳未満の小学校就学前の幼児) ・身体障害者の方にインフルエンザ予防接種費を助成します。ただし、年齢等で設定している自己負担金が必要です。 (対象:心臓、腎臓又は呼吸器、免疫機能障害を有する身体障害者手帳1級に該当する方) ・医師が感染症予防のために必要と認められた法的期限後に実施する予防接種の費用を助成します。 (対象:小児がん等の病気治療のため骨髄移植手術等を行ったことで、定期予防接種で獲得した免疫が低下又は喪失した20歳未満の方)</p>	212,647	202,553
39	健康増進課	ひきこもり相談	健康増進課に相談窓口を開設し、ひきこもり状態にある青年及び家族を対象に、電話、来所による相談を実施するとともに、家族会、自助会、その他関係機関への紹介を行います。また、ひきこもりサポート事業としてNOP法人ハートツリーに相談・訪問、居場所提供等の事業を委託します。	7,575	8,106
40	学校教育課	不審者情報連絡システム 『安心・安全メール』	学校と地域が連携して児童生徒の安全確保、活動を支援するため、市教育委員会から携帯電話やパソコンの電子メールを通じて不審者等に関する情報を配信します。	131	132
41	学校教育課	学校メール連絡網システム	小中学校・幼稚園からの緊急連絡事項や行事の案内などを短時間で確実に連絡するため、電子メールにより保護者の携帯電話やパソコンに配信します。	579	582
42	学校教育課	小・中学校就学援助費等の支給	経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費等の一部や給食費を支給します。	87,400	87,700
44	学校教育課	適応指導教室	不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、学習や自立活動を実施します。	8,755	6,220
45	学校教育課	子ども電話相談	子どもに関する電話相談の受付を行います。	—	—
46	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(電話相談)	—	—
47	学校教育課	いじめ相談	いじめ相談ホットライン(メール相談)	—	—
48	学校教育課	スクールバス運行業務	過疎地や山間部における小・中学生の通学支援を行います。	105,255	106,147

R2 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	H31 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)
49	学校教育課	市立幼稚園の預かり保育	平日:午後2時30分～午後6時30分、半日授業日:午前11時30分～午後6時30分、 長期休業日:午前8時30分～午後6時30分、早朝:午前7時30分～午前8時30分	7,900	8,768
50	学校教育課	私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園(認定こども園)の預かり保育を実施します。また、要件を満たした場合に預かり保育料を補助します。	7,947	7,560
51	学校教育課	特別支援教育支援員の配置	特別支援学級在籍児童生徒及び通常学級に在籍する発達障害等、配慮の必要な児童生徒に対する学習支援・介助等を行います。(小学校・中学校)	36,500	37,700
52	学校教育課	遠距離通学費補助金	小中学校へ通学する遠距離通学者に経費を補助します。対象となる地域は、旧田辺市のうち学校統合により通学距離が長くなった地域や旧田辺市以外の地域で、小学生は片道4km以上、中学生は片道5km以上(市立小中学校が対象)で、バス定期代の実費などです。	1,461	982
53	教育総務課	特別支援学校就学奨励費補助金	県立の特別支援学校に在籍する児童生徒等の保護者(田辺市在住)に対し、月額2,000円(田辺市及び西牟婁郡内の学校)または月額5,000円(その他の地域の学校)を補助します。	3,312	3,120
54	教育総務課	高等学校通学費等助成金	高等学校等修学のための通学及び下宿(入寮)に要する経費の一部を助成します。	5,500	5,300
55	教育総務課	修学奨学金	勉学に対する意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者を対象に、奨学金を貸与します。	18,460	17,800
56	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に公民館や小学校の空き教室等を活用して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。	901	900
57	生涯学習課	学社融合推進協議会の運営	保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進し、学校・家庭・地域が一体となって、学校運営の改善や児童生徒の健全育成、地域課題の解決に向けた取組を行います。	1,495	1,495
58	生涯学習課	家庭教育支援事業	家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てや育児に関して悩む親が増加傾向にある中で、子育てに関する学習機会や情報の提供等、家庭教育支援の充実を図ります。	400	400
59	子育て推進課	交通遺児手当	交通事故により親等の一方又は双方を失った18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童で、高等学校に在学中までの児童を対象に年30,000円を支給します。所得制限があります。	120	150
60	子育て推進課	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母・父・20歳未満の児童が、高等学校卒業認定試験を受けるにあたり、そのために講座を受講修了した際、受講費用の一部を支給します。また、合格した場合にも、受講費用の一部を支給します。受講する前に事前の申し込みが必要です。	150	150
61	やすらぎ対策課	福祉定住促進事業ひとり親家庭等育児支援助成事業	福祉定住促進事業の適用を受けて、市が定める地域に定住したひとり親家庭の経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを育てる環境づくりを推進するため、ひとり親家庭の児童がファミリー・サポート・センター事業を利用する際に要する費用の一部を助成します。	528	528
62	健康増進課	妊婦歯科健康診査事業	出産前の母親の口の中の環境を整えることで、母と子の健康の保持増進を目的に妊婦歯科健康診査を実施します。	-	-
63	学校教育課	幼稚園給食費補助金	低所得世帯及び多子世帯を対象に、幼稚園等の給食費のうち副食材料費を補助します。	-	2,664
64	生涯学習課	山村地域における子供の居場所づくり事業	学童保育所未設置の行政局管内において、夏休み等の長期休業中に子供が安心して安全に過ごすことができる居場所づくりを行います。	2,220	2,650
65	福祉課	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯等の小学生4年～6年、中学生に対し個別対応により学習指導を行い高校への進学に向けた基礎学力の習得、進路相談等の支援を行います。また、定時制、通信制高校、その他学習支援が必要な高校生について個別対応により学習指導を行います。	1,800	1,800

R2 田辺市みんなで子育て応援プログラム事業一覧

番号	担当課(室)	事業名	事業内容	H31 予算額 (千円)	R2 予算額 (千円)
66	子育て推進課 学校教育課	幼児教育・保育の無償化	幼稚園児、保育所3～5歳児及び保育所0～2歳児の市民税非課税世帯の保育料(3～5歳は給食費を除く)及び認可外保育施設の保育料を無償化します。 また、幼稚園において、保育の必要性が認定された場合は預かり保育料も無償化します。 幼稚園児、保育所3～5歳児の副食費についても所得制限を設けて副食費も無償とします。	—	—
67	健康増進課	産後ケア事業	出産後4か月未満で、心身の不安や育児支援不足の母子に対しての支援を目的に、助産所等でサービスを行います。宿泊型とディサービス型があります。	4,339	5,334
68	健康増進課	産前・産後サポート事業	支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対し、助産師が相談支援を行うとともに、育児に不安を抱きがちな初めての赤ちゃんを育てる母親と赤ちゃんを対象にして、子育て知識の習得や、仲間づくりを目的とした教室(BPプログラム)を実施します。	1,441	1,310
69	健康増進課	産婦健康診査事業	産後概ね2週間から1か月の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握する健康診査を実施することにより、産後の初期段階の支援を強化し、産後うつや新生児への虐待予防を図ります。	1,950	1,880
70	図書館	ブックスタート事業	絵本を介して肌の温もりを感じながら言葉と心を通わせるきっかけをつくり、子どもの健やかな成長と保護者の子育てを応援するため、絵本を贈ります。	500	500
71	生涯学習課	木のぬくもりプレゼント事業	子どもの頃から身近に木のぬくもりを感じ、豊かな心を育む子育てに資するため、7か月児健診又は11か月児相談日において地元産材を用いた木製玩具等を贈ります。	1,100	1,100
72	子育て推進課	在宅育児支援事業給付金	生後2ヶ月を超え、満1歳に満たない第2子及び第3子以降の乳児、第2子については市民税所得割が77,101円未満の世帯であること、児童手当の受給者、育児休業手当金を受給していない、生活保護法による保護を受けていない、乳児を保育所等へ入所させていない世帯、乳児一人当たり月額15,000円、最大10ヶ月支給します。	15,000	13,335
				2,794,428	2,650,680